

山陰浜田港公設市場条例

(目的及び設置)

第 1 条 生鮮水産物等の流通の円滑化を図るとともに、その消費拡大及び情報発信を推進し、もって本市の水産業の発展及び地域の活性化に資するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 1 項の規定に基づき、山陰浜田港公設市場（以下「公設市場」という。）を浜田市原井町 3050 番地 46 に設置する。

(施設)

第 2 条 公設市場の施設は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 仲買売場施設
- (2) 水産物等販売施設
- (3) 飲食物提供施設
- (4) 多目的利用施設

(事業)

第 3 条 公設市場は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 生鮮水産物等の流通の円滑化を図るための場の提供
- (2) 生鮮水産物等を販売するための場の提供
- (3) 生鮮水産物等の消費拡大及び情報発信
- (4) その他公設市場の設置の目的を達成するために必要な事業

(管理)

第 4 条 公設市場の管理は、法人その他の団体であつて、市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

(指定管理者が行う業務)

第 5 条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第 3 条各号に掲げる事業に関する業務
- (2) 公設市場の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可に関する業務
- (3) 公設市場の維持管理に関する業務
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、公設市場の運営に関する事務のうち、市長のみの権限に属する事務を除く業務

(開館時間)

第 6 条 公設市場の開館時間は、次に掲げるとおりとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

- (1) 仲買売場施設 午前 6 時から午後 6 時まで
- (2) 水産物等販売施設及び多目的利用施設 午前 9 時から午後 6 時まで
- (3) 飲食物提供施設 午前 6 時から午後 9 時まで

(休館日)

第 7 条 公設市場の休館日は、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める日とする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得てこれを変更することができる。

2 市長は、前項本文の規定により指定管理者が休館日を定めたときは、これを告示するものとする。

(利用許可)

第8条 施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、また同様とする。

2 指定管理者は、施設等の管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

3 指定管理者は、第1項の許可の申請があった場合において、当該申請に係る利用が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用の許可をしないものとする。

(1) 公の秩序又は善良な風俗に反して利用するおそれがあるとき。

(2) 施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失するおそれがあるとき。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団その他集团的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になる利用をするとき。

(4) その他管理上支障があると認める利用をするとき。

(利用の制限)

第9条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命ずることができる。

(1) 前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が許可を受けた利用の目的に違反したとき。

(2) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

(3) 利用者が偽りその他不正な手段により利用の許可を受けたとき。

(4) 前3号に掲げる場合のほか、公設市場の管理上特に必要と認められるとき。

2 前項の規定により許可した事項を変更し、又は許可を取り消し、若しくは利用の中止を命じた場合において利用者に損害が生じても、指定管理者はその賠償の責めを負わないものとする。ただし、前項第4号に該当する場合は、この限りでない。

(特別設備等の制限)

第10条 利用者は、施設等に特別の設備をし、又は器具等を搬入して利用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。

(目的外利用等の禁止)

第11条 利用者は、利用の許可を受けた目的以外の目的に施設等を利用し、又はその利用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(利用料金)

第12条 利用料金は、別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定めるものとする。

2 利用者は、規則で定める期日までに、指定管理者に利用料金を納付しなければならない。

(利用料金の収入)

第13条 市長は、指定管理者に利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第14条 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の不還付)

第15条 既に納付した利用料金は、還付しない。ただし、利用者の責めに帰さない理由そ

の他指定管理者が特に必要があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(利用者の費用負担)

第16条 利用者は、第12条に定める利用料金のほか、光熱水費等の費用を負担しなければならない。ただし、指定管理者がその必要がないと認めるときは、この限りでない。

(原状回復の義務)

第17条 利用者は、施設等の利用を終了したとき、又は第9条第1項の規定により利用の中止を命じられたときは、速やかに利用した施設等を原状に回復して返還し、又は搬入した器具等を撤去しなければならない。

(損害賠償等の義務)

第18条 利用者は、施設等を汚損し、損傷し、滅失し、又は紛失したときは、直ちにその旨を指定管理者に届出をし、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第19条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。(令和3年規則第3号で令和3年3月21日から施行。ただし、同条例附則第7項及び第8項の規定の施行期日は、同年5月31日から施行)

(準備行為)

2 第4条の規定による指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為並びにこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の利用に係る施設等の利用の許可その他公設市場の運営に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。

(浜田市公設水産物仲買売場条例の廃止)

3 浜田市公設水産物仲買売場条例(平成17年浜田市条例第296号。次項において「旧仲買売場条例」という。)は、廃止する。

(旧仲買売場条例の廃止に伴う経過措置)

4 施行日から規則で定める日までの間、旧仲買売場条例第12条第2号の規定は、施行日以後も、なおその効力を有する。(令和3年規則第44号で規則で定める日は、令和3年10月31日とする。)

(浜田市特別会計条例の一部改正)

5 浜田市特別会計条例(平成17年浜田市条例第66号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(浜田市特別会計条例の一部改正に伴う経過措置)

6 公設水産物仲買売場特別会計における施行日の属する年度分の収入及び支出並びに同年度の決算に関しては、なお従前の例による。

(浜田市公設水産物仲買売場財政調整基金条例の廃止)

7 浜田市公設水産物仲買売場財政調整基金条例(平成17年浜田市条例第85号。次項において「旧基金条例」という。)は、廃止する。

(旧基金条例の廃止に伴う準備行為)

8 旧基金条例第5条の規定にかかわらず、旧基金条例に基づく浜田市公設水産物仲買売場財政調整基金は、前項の規定による旧基金条例の廃止に当たり、施行日前において、これを処分することができる。

別表（第12条関係）

区分		利用料金の上限額	
仲買売場施設、水産物等販売施設及び飲食物提供施設		1月につき1平方メートル当たり	1,100円
多目的利用施設	調理室	1時間当たり	1,100円
	多目的スペース	1時間につき1平方メートル当たり	30円

備考

- 1 水産物等販売施設、飲食物提供施設及び多目的利用施設については、この表に定める額に、売上金額（当該施設において得た売上金額（消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）をいう。）に5パーセントの範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める割合を乗じて得た額を加算する。
- 2 利用期間に1月未満の端数が生じたときは、日割計算により算定する。
- 3 利用面積に1平方メートル未満の端数が生じたときは、当該端数は1平方メートルとみなして算定する。
- 4 利用時間に1時間未満の端数が生じたときは、当該端数は1時間とみなして算定する。
- 5 利用料金の額に100円未満の端数が生じたときは、当該端数は100円とする。
- 6 設備器具の利用料金の上限額は、規則で定める。

改正

令和5年3月31日規則第21号

山陰浜田港公設市場条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、山陰浜田港公設市場条例（令和元年浜田市条例第11号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請)

第2条 条例第8条第1項又は第10条の規定により山陰浜田港公設市場（以下「公設市場」という。）の施設、設備又は器具（以下「施設等」という。）の利用の許可又は特別の設備等の利用の許可を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、山陰浜田港公設市場利用許可申請書（様式第1号）を指定管理者に提出しなければならない。

(利用許可)

第3条 仲買売場施設、水産物等販売施設及び飲食物提供施設に係る条例第8条第1項及び第10条の許可の期間（以下「許可期間」という。）は、当該会計年度内に限るものとする。

2 指定管理者は、前条の申請があったときは、許可の可否を決定し、許可したときは、山陰浜田港公設市場利用許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を申請者に交付するものとする。

(利用許可の変更)

第4条 前条第2項の規定により利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可された事項を変更しようとするときは、利用許可書を添えて、指定管理者の許可を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の規定により変更の許可をしたときは、当該利用許可書に変更に係る事項を記載して返付するものとする。

(利用許可の更新)

第5条 許可期間の更新に係る第2条に規定する利用許可の申請は、当該許可期間満了日前30日までに、これを行わなければならない。

(利用料金の納付)

第6条 条例第12条第2項の規則で定める日は、次の各号に掲げる施設等の区分に応じ、当該各号に定める日とする。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 仲買売場施設、水産物等販売施設及び飲食物提供施設 1月を単位として利用した月の末日の翌日から起算して30日を超えない範囲内で指定管理者が指定する日

(2) 多目的利用施設並びに設備及び器具 条例第8条第1項の許可を受けたとき。

(利用の取消し)

第7条 利用者は、利用開始前に施設等の利用の取消しをしようとするときは、指定管理者の承認を得なければならない。

(設備器具の利用料金)

第8条 設備器具の利用料金の上限額は、別表に定める額とする。

(利用料金の減免)

第9条 条例第14条の規定により利用料金を減額し、又は免除することができるとき、及

びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 市が主催し、又は共催して利用するとき 利用料金の全額

(2) その他市長が特別の理由があると認めるとき その都度市長が定める額

2 前項の規定による減額又は免除を受けようとする者（以下「減免申請者」という。）は、山陰浜田港公設市場利用料金減免申請書（様式第3号）を指定管理者に提出しなければならない。

3 指定管理者は、前項の申請があったときは、速やかに内容を審査し、減免の可否を決定し、山陰浜田港公設市場利用料金減免決定（却下）通知書（様式第4号）により減免申請者に通知するものとする。

（利用料金の還付）

第10条 条例第15条ただし書の規定により既に納付した利用料金（以下「既納利用料金」という。）を還付することができる時、及びその額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 災害又は利用者の責めに帰さない理由により、利用できなくなったとき 当該既納利用料金の全額

(2) 利用者が、利用開始のときまでに利用の取消しについて指定管理者の承認を得たとき 当該既納利用料金の全額

(3) 利用者が、利用の許可の変更について指定管理者の許可を受けた場合において、変更後の利用の許可に係る利用料金の額に対し、既納利用料金に過納金が生じたとき 当該過納金の額

（遵守事項）

第11条 利用者は、条例に定めるもののほか、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 他人に危害を加え、又は迷惑をかけること。

(2) 利用許可を受けた施設等以外のものを利用しないこと。

(3) 所定の場所以外の場所において飲食し、又は喫煙しないこと。

(4) 立入禁止区域に立ち入り、又は所定の場所以外の場所へ車等を乗り入れ、若しくは留め置かないこと。

(5) 危険物を持ち込み、又は所定の場所若しくは許可を受けた場所以外の場所で火気を取り扱わないこと。

(6) 許可を受けずに寄附の募集、物品の販売その他の営業行為又は宣伝行為を行わないこと。

(7) 許可を受けずに施設等に張り紙をし、又は立て札等を表示しないこと。

(8) 施設等の清潔を保持し、保全及び美化に努めること。

(9) 施設等の利用を終了したときは、指定管理者に届け出ること。

（損傷等の届出）

第12条 条例第18条の届出は、山陰浜田港公設市場損傷紛失等届（様式第5号）によるものとする。

（指定管理者の立入り）

第13条 指定管理者は、施設等の管理上必要があるときは、利用を許可した場所に立ち入り、利用者及びその関係者に必要な指示をすることができる。

（入場の制限）

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、公設市場への入場を拒み、又は退場を命ずることができる。

(1) 公の秩序若しくは善良の風俗を乱し、又はそのおそれがあると認められる者

- (2) 施設等を損傷し、若しくは滅失し、又はそのおそれがあると認められる者
- (3) 前2号に掲げるもののほか、公設市場の管理上支障があると認められる者
(利用に係る事故の責任)

第15条 施設等の利用に係る事故については、利用者がその責めを負うものとする。
(その他)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。
(浜田市公設水産物仲買売場条例施行規則の廃止)
- 2 浜田市公設水産物仲買売場条例施行規則(平成17年浜田市規則第228号)は、廃止する。

附 則 (令和5年3月31日規則第21号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表 (第8条関係)

設備器具の名称	単位	利用料金の上限額
急速凍結機	消費電力1kw当たり	40円
イベント用テント	1日当たり	2,000円

備考 算定した利用料金に10円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。